

令和 8 年 8 月 6 日
財 務 省

「株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する
主務大臣が定める基準を定める件（案）」に対する意見募集について

財務省では、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 38 号）」において、劣後的政府貸付けに係る規定が新設されたことを受けて、「株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を定める件（案）」を別紙のとおり取りまとめました。つきましては、最終的な決定における参考とさせていただくため、下記により、広く国民の皆様から御意見を募集します。

【募集期間】

令和 8 年 8 月 6 日（木）から令和 8 年 9 月 4 日（金）まで（必着）

【募集内容】

「株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を定める件（案）」についての御意見

【提出方法】

意見書（日本語に限ります。）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、以下のいずれかの方法により御提出下さい（様式自由）。

なお、御記入いただいた氏名（名称）、住所（所在地）及び連絡先については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡のために利用いたします。

（１）郵便等による場合

〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省国際局開発政策課宛

（２）電子メールによる場合

メールアドレス：seisakukahouki2@mof.go.jp

【留意事項】

- （１）電話での御意見には、応じかねます。また、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、予め御了承願います。
- （２）頂きました御意見につきましては、氏名又は名称を含めて公表させていただく場合があります。

【お問合せ先】

財務省国際局開発政策課

電話番号：（代表）03-3581-4111（内線 2909）

（直通）03-3581-8033